

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課、義務教育課
根拠法令等	

【改正の概要】

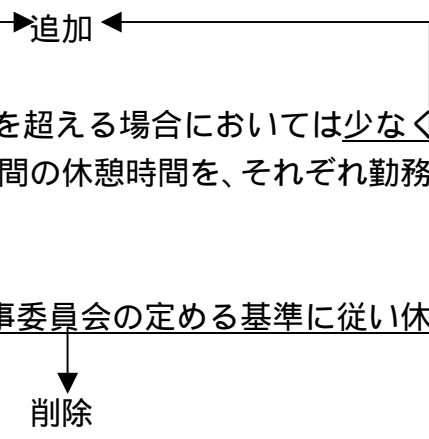
休憩時間の廃止及び休憩時間の見直し

(休憩時間)

第13条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

(休憩時間)

第14条 任命権者は、正規の勤務時間のうち人事委員会の定める基準に従い休憩時間を置くものとする。



休憩時間の規定は、労働基準法第34条第1項の規定どおり

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

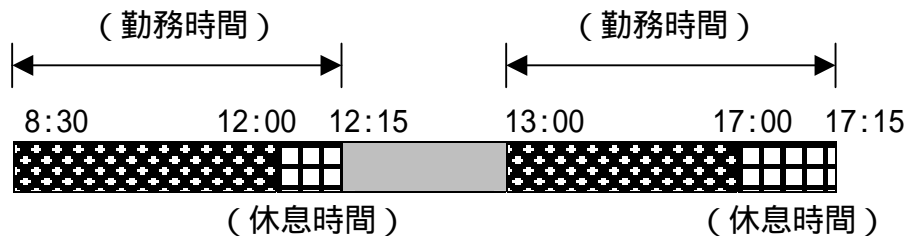
人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正の概要

- 1 休憩時間は、廃止
- 2 休憩時間は、1時間を基本
- 3 施行期日は、平成18年7月1日

総務省から地方公務員においても同様の措置を講じるよう通知

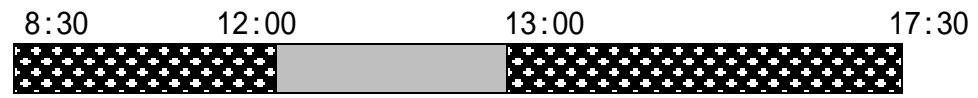
勤務時間

現行



勤務時間 = 8時間（うち休憩時間 = 30分） 休憩時間 = 45分

改正案



勤務時間 = 8時間 休憩時間 = 1時間